

宮城県選挙期間中の情報流通の諸課題への対処に関する検討会開催要綱

(目的)

第1 令和7年10月26日執行の宮城県知事選挙における選挙運動期間中、SNS上等において偽・誤情報や誹謗中傷等が拡散する事態が生じ、今後、県内で執行される選挙において同様の事態が続ければ民主政治の健全な発達が損なわれる懸念がある。このことから、現行制度を前提とし、また、民間での取組を主体として、県内で執行される選挙の選挙運動期間中の情報流通の諸課題に対処し、ひいては健全な民主主義社会の発展に資する具体的方策や偽・誤情報の拡散に対するファクトチェック対応等について検討するため、宮城県選挙運動期間中の情報流通の諸課題への対処に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 検討会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 選挙運動期間中の偽・誤情報の拡散に対するファクトチェック対応等に関すること
- (2) 選挙運動期間中の誹謗中傷等への対応策に関すること
- (3) 選挙運動期間外に講じておくべき対応策に関すること

(構成)

第3 検討会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席をもって開催する。

(座長)

第4 検討会に座長を置き、構成員の互選によって定める。

- 2 座長は会議の進行を行う。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、構成員の互選により選任された座長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5 検討会は、宮城県総務部長（以下「部長」という。）が招集する。

- 2 部長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の者を出席させができる。

(庶務)

第6 検討会の庶務は、宮城県総務部市町村課において処理する。

(議事及び資料等の扱い)

第7 検討会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、検討会の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合であって、構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができます。

2 検討会で使用した資料及び議事概要は、非公開で開催した場合を除き、宮城県のウェブサイトに掲載し、公開する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。